

北方小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

令和 3 年 3 月 31 日改定

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈）

② いじめ防止等に向けての基本理念

北方小学校は、「笑顔と優しさがあふれる北方の子」を学校教育目標としてかかげ、これまでも、人権教育を中心として心の教育を大事にしてきました。この教育目標を達成することは、すなわち、いじめをさせない・許さないといういじめ防止の考え方と同じです。

いじめは、どの子どもにも起こる可能性のあるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、①いじめの未然防止②早期発見・早期対応③適切な対処・措置の3点の視点から具体的な取組を推進していきます。

①いじめの未然防止

- ・ 1873 年学校創立以来の歴史の中で培われた学校風土・施設や地域との関係を大切にします。
- ・ 自己有用感の醸成を大切にした授業改善や学級経営を行います。
- ・ 学校生活全体を通して適切な人間関係の確立を目指します。
- ・ 児童会組織を活用し子ども自らもいじめについて考え、「いじめをしない・させない・許さない」学校づくりに参画させ、学校・地域・子どもと力を合わせて、実現に努めます。

②早期発見・早期対応

- ・ 校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」を中心にして、「いじめをさせない・見逃さない・許さない」という体制を強化します。
- ・ 教育相談体制の充実をはかります。
- ・ 全職員でいじめ防止や人権意識を高めます。いじめについての研修を実施し意識を高めます。

③適切な対処・措置

- ・ 様々な機会を活用し、児童、保護者とのよりよい信頼関係づくり、連携した対応に努めます。
- ・ 関係機関との定期的な連絡を含め、情報交換や支援要請を積極的に行います。
- ・ 全職員でいじめ防止や人権意識を高めます。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

北方小学校いじめ防止基本方針の目的を達成するために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図ります。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家・弁護士・医師などの外部専門家の参加をもとめます。

① 委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は、次のものとします。学校長・副校長・主幹教諭・養護教諭・教務主任・児童支援専任・特別支援教育コーディネーター・児童指導部代表・学年主任。いじめの疑いがある、あるいは認められる場合は、関係児童の担任、また、校長は、必要に応じて、保護者の代表として、PTA会長・副会長・関係機関の職員・外部の専門家の参加を要請します。

② 委員会の運営

「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催します。また、いじめを認知したり、いじめの疑いがあったりした際は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催します。校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

③ 委員会の役割 活動内容

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・設置の、いじめ事案すべてを、担任や一部の教職員で抱え込むことなく組織的に対応するための中核を担います。定例としては、年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案、PDCAサイクルでの取り組みの検証などを行います。また、いじめの事案発生や重大事態の発生時には、緊急対応として、情報の収集（調査）や記録、対応に関する役割分担の指示、外部機関、専門家との連携窓口を担います。

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

子どもの心が豊かで、学校生活を楽しいと感じ、充実した中では、いじめはおこらないと考えます。何かしらのストレスを抱え心や体が疲れたり、自分がだれからも認められていないように感じたりしたときに、からかいや嫌がらせなどマイナスのエネルギーを他人にぶつけるところから始まると考えます。

そこで、北方小学校では、「笑顔とやさしさがあふれる北方の子」の実現のために、自己有用感の育つ授業の充実に努めます。基礎学力の充実に図り、自分に自信をもてる子どもの育成に努めます。そのために、テーマを設定して主題研究会をしたり、特別支援や人権に関する研修会をしたりして教職員の資質の向上に努めます。体験活動や交流活動を工夫し、思いやりの心、やさしい心を育てます。北方なかよし活動で、6年生がリーダーとなりグループをまとめるという経験を通して自己有用感を育てられるようにします。学校生活全体を通して、友達とのかかわりを大事にさせ、豊かなかかわりを持たせるようにします。また、日々、落ち着いて生活できるように学校のきまり（教職員は、北方スタンダード）をしっかりと守れるように努めます。人権週間や人権の話や聞く活動、道徳の学習の充実を通して自分を振り返る力を高めます。児童会活動の中で、「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高める取り組みが自主的に行えるように支援します。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装っておこなわれたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって速い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることのないようにするという意識を教職員全員でもって取り組むように努めます。

そのために、児童支援専任を核として、各担任、養護教諭、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的に気付くようにします。毎日の日記や、アンケート（6月・11月）や面談（7月・12月）などの中でも、いじめに対する情報収集をします。児童理解の情報は、教職員で共有し、対応については、「いじめ防止対策委員会」に報告します。担任は、児童理解に努めると共に、児童、保護者との良好な関係づくりにも務め、相談しやすい環境をつくります。また、児童支援専任、特別支援教育コーディネーター、学校カウンセラーなどの教育相談を充実させます。インターネット上で行われるいじめに対しては、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び、保護者への啓発に努めます。

③ いじめに対する措置

日常的に得られた情報から、いじめの疑いがあった段階ですぐに、児童支援専任を核として全教職員で対応します。情報を共有し、さらに、多角的に情報を集めるようにし、継続的に見守るようにします。また、道徳指導など、よりよい生き方を考え互いに語り合う授業の充実をはかり、まわりの児童の心の人権意識を高めるようにします。

児童指導が難しいと予想されるばあい、また、加害、被害の状況上、配慮が必要となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が核となり、迅速かつ組織的に行います。被害児童の認知時に重大な状況、または犯罪性が予想される場合やそれらが認められる場合は、警察や関連機関への相談、支援要請等を行います。

④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- 1 いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- 2 いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に至るまで、③に挙げたいじめに対する措置を基に、被害児童に寄り添い、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

⑤ 教職員等への研修

児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修など、年間計画をもとに校内の研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

⑥ P T Aおよび北方小学校懇話会、地域との連携

いじめ防止の取り組みの概要は、個人情報配慮したうえで、年度初めと年度末にP T A、北方小学校懇話会、地域に報告し、意見をいただきます。また、「いじめ防止対策委員会」で扱ったいじめ事案はプライバシーの保護、人権的な配慮のうえ、場合によってはP T A会長、副会長に報告します。各自治会で行われている地区懇談会、中学校区の学校家庭地域連携事業などにおいて、中学校などとも子どもの様子を積極的に意見交換し、情報を得るようにします。

⑦ 取組の年間計画

| 年間計画 | 未然防止のために | 早期発見のために | 対処・処置のために | 意識を高めるために |
|----------------------------------|---|--|---|--|
| 4月はじめ 意識を高め、 年間の見通し をもつ | いじめ防止基本方針の確認 職員研修 年間計画の作成 (いじめ防止対策委員会・児童指導・人権) 児童会 (計画・取組) 児童支援など申し送りの確認 児童の実態把握 北方スタンダードの確認 (重点目標の確認) 学習関係での取り組みの確認 学校カウンセラーの紹介 特別支援体制の確認 | | | |
| 4月 | 児童の実態把握 ○授業改善 分かる楽しさ 認め合いから自己有用感をもつような授業づくり 本時目標の板書の徹底 (学習のめあてをつかませ 取り組ませる) 主題研究 学年担任制 教科担任制 ○規律ある落ち着いた生活 教職員の北方スタンダードの徹底 (清掃 下駄箱 スーパー 姿勢 グーピタピンなど) 朝のあいさつ・健康チェック・朝の読書・漢字テスト・ スキルアップタイム 北方ストレッチ (体づくり) 黙働(掃除)による勤労経験 ○豊かなかわり ふれあい体験活動の充実 各学年 北方なかよし活動の充実 体力づくり 長縄 ホットレター (互いの良さの伝え合い) ○いじめ防止対策委員会の開催 | 朝の健康観察・ 日記・学級活動 保健室との連携 ・アンケート (年間2回) ・個人面談 ・やさしい心の郵便箱 | 組織的な対応をする。 「いじめ防止対策委員会」 ・事実確認 ・情報収集 ・児童指導 ・児童ケア ・継続的見守り 重大な事態と判断されたときは 教育委員会・関連 機関への相談 | 横浜子ども会議の アピール文確認・啓蒙 児童会活動年間計画 の作成 北方なかよし活動計 画の作成 道徳年間計画の確認 |
| 5月 | | 家庭訪問 SOS の出し方教育 プログラム | | 児童理解研修 いじめ対策研修 |
| 6月 | | やさしい心のアン ケート実施 中部療育コンサル テーション 児童指導全体会 | | 地区懇談会 携帯電話安全教室① |
| 7月 | | YP アセスメント 個人面談 | | |
| 8月 | | | | 危機管理研修 自殺未然防止研修 特別支援研修 人権研修 |
| 9月 | | | | 横浜こども会議報告 |
| 10月 | | 児童指導全体会 | | 携帯電話安全教室② |
| 11月 | | アンケート実施 (教育委員会からのもの) | | |
| 12月 | | いじめ解決一斉 キャンペーン 個人面談 | | 児童指導研修 人権週間の取り組み |
| 1月 | | | | 学校評価 |
| 2月 | 児童指導全体会 | ピンクシャツデーの推進 | | |
| 3月 | 振り返り・次年度に向けて | | | |

連携

学校カウンセラー・警察・療育センター・学校家庭地域連携事業・SSW・児童相談所
 港中学校・仲尾台中学校・関係幼稚園保育園・PTA・地域・水上学園・聖坂養護学校・キッズ

(4) 重大事態への対処

【重大事案の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事案の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。これはたとえば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

学校または教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握した上で重大事かどうかを判断し、報告・調査等に当たります。

【発生の報告】

学校は、重大事案と思われる事案が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告します。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。